

ごみ分別早見表

一廃 一般廃棄物
可燃物 可燃物
木くず 木くず
食品循環 食品循環資源
紙類 リサイクルできる紙

産廃 産業廃棄物
廃プラ類 廃プラスチック類
金属くず 金属くず
ガ・コ・陶 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
木くず パレット、業種指定のある木くず
廃油 廃油
燃え殻 燃え殻
廃酸/廃アル 廃酸または廃アルカリ
汚泥 汚泥
がれき類 がれき類
鉱さい 鉱さい
動植物性残さ 動植物性残さ
ゴムくず ゴムくず
動死 動物の死体
動ふん 動物のふん尿
繊維くず 繊維くず
混合物 2種類以上の異なる産業廃棄物で構成されているもの

この早見表は、事業活動に伴って排出される代表的な廃棄物の分別を50音順に整理したものです。以下の注意点を確認し、分別の参考にしてください。

- 区分が「**産廃**（産業廃棄物）
- 区分が「**一廃**（一般廃棄物）
- 製造元（メーカー）や各種リサイクル法認定事業者が回収・リサイクルを行っているものは、それらのルートを活用し、リサイクルを進めましょう。

あ				あ			
品名	区分	種類	備考	品名	区分	種類	備考
アイロン	産廃	廃プラ類 金属くず	家庭用は、小型家電リサイクル法認定事業者または許可業者に委託	網戸	産廃	廃プラ類 金属くず	
アクリル板	産廃	廃プラ類		アルミサッシ	産廃	金属くず	ガラス部分は「ガ・コ・陶」
麻ひも	一廃	可燃物		アルミトレイ	産廃	金属くず	
麻袋	一廃	可燃物		アルミはく（アルミホイル）	産廃	金属くず	
アダプター	産廃	廃プラ類 金属くず	小型家電の付属品はリサイクル法認定事業者または許可業者に委託	アルミはく（アルミホイル）の芯	一廃	紙類	
厚紙（贈答箱・靴箱など）	一廃	紙類	ビニール・防水加工の場合は「可燃物」	アルミホイル（車用品）	産廃	金属くず	
穴あけパンチ	産廃	廃プラ類 金属くず		安全靴	産廃	廃プラ類 金属くず	
油（鉱油・食用油含む）	産廃	廃油	軽油、灯油、揮発油類は特別管理産業廃棄物処理業者に委託	安全ピン	産廃	金属くず	
網（金網）	産廃	金属くず	プラスチック製は「廃プラ類」	アンプ（音響機器）	産廃	廃プラ類 金属くず	

い				い			
品名	区分	種類	備考	品名	区分	種類	備考
イオン交換樹脂	産廃	廃プラ類		イヤホン（ヘッドホン）	産廃	廃プラ類 金属くず	小型家電リサイクル法認定事業者または許可業者に委託
鋳型の砂	産廃	鉱さい		衣類乾燥機	産廃	廃プラ類 金属くず	家電4品目は、家電リサイクル法に基づくリサイクル(P.11参照)
衣装ケース	産廃	廃プラ類		衣類	産廃	廃プラ類	天然繊維（綿、羊毛、麻など）は一廃の「可燃物」
椅子（複合素材）	産廃	廃プラ類 金属くず		印鑑			【はんこ】欄参照(P.23)
椅子（木製）	一廃	可燃物	金属部分は取りはずして、産廃の「金属くず」	インク（固形状）	産廃	廃プラ類	油分を含む場合は「廃油」との混合物。廃油が引火性の場合は特別管理産業廃棄物処理業者に委託
板（金属製）	産廃	金属くず	プラスチック製は「廃プラ類」	インク（泥状）	産廃	廃プラ類 汚泥・廃油	廃油が引火性の場合は、特別管理産業廃棄物処理業者に委託
板（木製）	一廃	可燃物	厚さ15cm程度、各辺を長さ50cm程度にすること	インク（水性・液状）	産廃	廃プラ類 廃酸/廃アル	液体が酸性またはアルカリ性のどちらであるかを確認して許可業者に委託
	産廃	木くず	特定業種から排出される場合(P.3参照)	インク（油性・液状）	産廃	廃プラ類 廃油	廃油が引火性の場合は、特別管理産業廃棄物処理業者に委託
一輪車	産廃	廃プラ類 金属くず		インクカートリッジ	産廃	廃プラ類	メーカーでリサイクルが行われている場合はメーカーに相談
一斗缶	産廃	金属くず		インクリボン	産廃	廃プラ類	メーカーでリサイクルが行われている場合はメーカーに相談

う				う			
品名	区分	種類	備考	品名	区分	種類	備考
植木・剪定くず	一廃	木くず	処分業者に受入基準を確認(P.5参照)	植木鉢（ガラス製・陶磁器製）	産廃	ガ・コ・陶	金属製は「金属くず」、プラスチック製は「廃プラ類」
	一廃	可燃物	直径15cm以内、長さ50cm以内にする	ウェットティッシュ	一廃	可燃物	
植木ばさみ	産廃	金属くず	プラスチックを含む場合は「廃プラ類」との混合物	ウレタンマット	産廃	廃プラ類	

え				え			
品名	区分	種類	備考	品名	区分	種類	備考
エアコン室内機・室外機（家庭用）	産廃	廃プラ類 金属くず	家電4品目は、家電リサイクル法に基づくリサイクル(P.11参照)	枝	一廃	木くず	処分業者に受入基準を確認(P.5参照)
エアコン室内機・室外機（業務用）	産廃	廃プラ類 金属くず	廃業前に都道府県の登録業者にフロン類の回収を依頼		一廃	可燃物	直径15cm以内、長さ50cm以内にする
エアマット	産廃	廃プラ類		エタノール	産廃	廃油	特別管理産業廃棄物処理業者に委託
AED（バッテリー）			【バッテリー】欄参照(P.23)	LED照明	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	
AED（本体・電極パッド）	産廃	廃プラ類 金属くず	廃業する前に購入店等に連絡	延長コード（テーブルタップ）	産廃	廃プラ類 金属くず	
ACアダプター	産廃	廃プラ類 金属くず		塩ビ管（塩化ビニール管）	産廃	廃プラ類	
液晶テレビ	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶	家電4品目は、家電リサイクル法に基づくリサイクル(P.11参照)	鉛筆	一廃	可燃物	
液晶モニター	産廃	廃プラ類 金属くず ガ・コ・陶		鉛筆削り	産廃	廃プラ類 金属くず	

お				お			
品名	区分	種類	備考	品名	区分	種類	備考
オーディオコンポ・オーディオプレイヤー	産廃	廃プラ類 金属くず	電池は外す。小型家電リサイクル法認定事業者または許可業者に委託	おにぎりの外装フィルム	産廃	廃プラ類	
おたま（金属製）	産廃	金属くず	プラスチックを含む場合は「廃プラ類」との混合物	おぼん（木製）	一廃	可燃物	金属製は産廃の「金属くず」、プラスチック製は産廃の「廃プラ類」
落ち葉	一廃	可燃物		温冷庫	産廃	廃プラ類 金属くず	家電4品目は、家電リサイクル法に基づくリサイクル(P.11参照)

Q. 複数の素材でできているごみの分別は？

A. 素材ごとに分別できるものは、それぞれ分けてください。また、プラスチックと金属の複合製品など、素材ごとに分別できないものは、混合物として処理してください。

例：ティッシュペーパーの箱の場合、取り出し口のフィルムは産業廃棄物の「廃プラスチック類」、紙箱は紙類（雑がみ）

例：穴あけパンチやビニール傘の場合、産業廃棄物の「廃プラスチック類」と「金属くず」の両方の許可を持つ業者に委託